

(第四部)

第二回参議院司法委員会會議録第四十七号

(四〇二)

昭和二十三年六月二十五日(金曜日) 午前十時二十六分開会

本日の会議に付した事件

○青年補導法案(鬼丸義賢君発議)

○判事補の職務の特例等に関する法律(案内閣送付)

○裁判所職員に定員に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○日本國憲法の施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付)

○民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○少年法を改正する法律案(内閣送付)

○少年院法案(内閣送付)

○賣春等処罰法案(内閣送付)

○民事訴訟法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○理事(鈴木安孝君) 司法委員会を開会いたします。青年補導法案の逐條の説明を伺います。

○專門調査員(泉芳政君) 青年補導法案の逐條について簡単に御説明申し上げます。

全文二十六條よりなる簡單なるものでありますが、主眼とするところは現在の刑事裁判手続におきましては、犯罪者に対して刑を科するといふ、実刑を科する手続、それから情状によつて一定年限以下の懲役又は禁錮に処する者に対しては執行猶予という制度があるものであります。一面初犯が輕微な者につきましては、裁判手続によらず

して、これを現行の少年審判所に送致いたしました保護処分を命ずる、その場合には保護團體に委託するなり、或いは少年院に收容するといふことに相成つておるのであります。が、青年犯罪者に対して刑を科することは適當でない場合、さりとて又これを執行猶予まで野放しにするといふことも適當でないといふ者について、その中間を狙つて青年補導所入所といふことを本案で考えたわけでありまして、

第一條は、その目的を掲げ、第二條はその適用を受ける青年の年の範圍を規定したわけでありまして、これは少年法とも脱み合せまして、年齢十八歳未満の者は少年法の適用を受け、その年齢の最低限を十八と限り、又年の上の者も二十六歳未満といふことに限定して、その十八から二十六までの者に對して本法を適用する。ただ本法の適用によつて補導所に入所を命ぜられた者が入所した場合に五年間はここに置くことができるわけであり、それから三十一までということに相成るわけでありまして、

第三條は、その主要な刑の言渡しに代えて青年補導所に入所を命ずる裁判手続を掲げたものであります。これは檢察官が犯罪の嫌疑ありとして起訴した者について、裁判所が判決で以て有罪の言渡しをする、そうして刑を科する、そのことに代えまして、青年補導所に入所を命ずるといふ判決をするのであります。入所の期間は最長五年と

いたしました。その判決においては具體的に何年間入所を命ずるといふ言渡をする規定になつております。第四條は、この判決をする前に調査のため必要があると認めるときには、裁判所が補導所に仮入所を命ずる。そして補導所に入れることが適當であるかどうかといふことを調査するわけでありまして、その仮入所中の行状その他について、補導所長から裁判所に参考となる意見を提出しなければならぬことになつておりますので、それによつて入所を命ずることが適當であるかどうか、或いは実刑を科することが適當か、又執行猶予にすることが適當かといふことを鑑別して本法の適用に資するといふことに相成つております。仮入所の処分は裁判所の言渡した判決の確定によつてその効力を失ふことになつております。

第五條は、上訴審における不利益変更禁止の規定との權衡を考えた規定であります。御承知のごとく、刑事訴訟法の第四百三條、これは上訴審における不利益変更の禁止、又は四百五十二條は、これは上告審による不利益変更禁止の規定であります。が、上訴審においては原審より重い刑を科してはならないといふ制限があります。その中で、本法では補導所入所の処分といふものは前審の言渡と刑との輕重はどうかといふことになるかといふことを規定したものであります。罰金よりも重く、禁錮、懲役よりも輕い、そうして執行猶予とは重いが輕くないといふ

りに規定いたしました。一審で補導所入所を命じた判決に対して上訴があつた場合に、これに対して執行猶予を言渡すこともできる。又補導所入所を命ずることもできる。つまり補導所入所の一審判決があつても執行猶予はなし得る。併しこれを変更して懲役又は禁錮の実刑を科することはできないといふ制限も附けたわけでありまして、向本法による裁判の執行につきましては、刑事訴訟法の五百四十七條乃至五百五十二條、これは刑の執行に関する規定であります。が、檢察の刑の執行によつて本法の処分も執行される。任意に出頭しない場合にはこの処分の執行のための逮捕状も出せるといふ刑事訴訟法の規定を適用しておるのであります。

第六條は刑法の期間の計算に関する規定の適用であります。が、刑の時効に関する規定を全面的に本法の処分に準用いたしました。その時効期間は五年といふことになりました。

第七條は本法の処分によつて入所しておる者が、その後禁錮以上の刑の執行を受けるようなことになつた場合には、本法の手続或いはその処分はその時を以て終了するといふことにしたわけでありまして、刑の言渡の判決と本法との關係は、いわゆる累犯關係にはならないのであります。第七條の予定する者は、本法の処分を受けた後にその前に犯した犯罪などが発覚して、それによつてこの処分後に実刑が科せられるようなことがある、そうした場

合には、その実刑の執行をするために本法による処分は終了するといふことになつておるのであります。この点は刑を科した場合に、又更に刑が科せられるといふ時には、併合して執行するといふことに相成るのであります。が、本法の処分と、後に科された刑とは、併合しない。後の刑だけを執行する。本法の処分は消滅するといふふうに規定したわけでありまして、

第八條は、本法によつて收容されておる者が逃走した場合は、刑法の逃走罪によつて処断される。但しその補導所の所長の請求を待つてこれを論ずるといふこととしたのであります。

第二章は青年補導所の機構を書いたものであります。が、補導所は、この法律の三條、四條の規定その他の法律の規定で入所を命ぜられた者を收容する所として、その他の法律といふものは未だ予定されておりませんが、將來この法律が活用される場合には、成る程補導所入所はいい制度であるといふことと、他の法律で又補導所入所を命ずる規定が現れるようなことを予定いたしました。幅のあることを規定したのであります。補導所は國立でありまして、主務大臣、只今のところ法務總裁がこれを管理するといふように考えております。この補導所は御案内のごとく、只今は一つもないのであります。が、目下あります少年院などを利用して、併し少年院に收容するのは處犯少年、つまり犯罪を犯す處れのあ

いうような職権の制限を受けておるの
であります。尚、朝鮮、台湾及び関東州の
判事たるにふさわしい十分な力量
と経験とを有しながら、形式上の資格
要件を欠くために判事たり得ないもの
が少なく、今日の状況にありまして
は、これらの人々を十分活用して然る
べきと存するのでありまして、判事補
の中、裁判官、檢察官又は弁護士等と
して五年以上にもなり最高裁判所が
判事としての職務を行わしめるに適す
るものと認められた者には、判事としての
職権を行わせるようにすることが、こ
の際極めて適切であり、且つ必要であ
ると信するのであります。

次に、第二の方策としては、裁判所
法に規定せられております裁判官の
任命資格に関する経過規定の改正であ
ります。現在これに関する規定として
は、裁判所法施行令の第八條乃至第十
條及び第一回國會を通過成立した裁判
所法の一部を改正する法律の附則第二
項乃至第四項等がありまして、裁判所
構成法による判事若しくは檢察事の職に
就く資格を有する者等の朝鮮、台湾、
関東州、南洋羣島及び滿洲國における裁
判官の在職、これらの外地若しくは滿
洲國における檢察官の在職、又は行政
裁判所評定官、司法研修所指導官、司
法書記官等の在職年数は、これを裁判
所法による判事、判事補、檢察官、司
法研修所教官、又は法務廳事務官等の
在職年数とみなすこと等が定められ
ておりますが、この際これらの規定を
更に拡張して、内地、朝鮮、台湾、滿
洲國又は蒙古等で實質上右に述べた諸
官職と同様な法律的事務を取扱ふ職
にあつた者についても、一定の條件の

下に、その在職年数をこれに算入する
こととし、尙朝鮮、台湾及び関東州の
弁護士在職年数を弁護士法による
弁護士在職年数とみなすこととし
て、實質上十分な知識と、経験を有
しながら、形式上の資格要件を欠いた
ために判事、簡易裁判所判事又は判事補
等となり得なかつた者について、それ
ぞれその資格を與えて、これを十分に
活用することが必要であり、且つ又適
当であると存するのであります。

この法律案は以上申上げましたよう
な趣旨で立案いたしましたものでありま
して、第一條は、判事補で、裁判所法第
四十二條第一項各号に掲げる判事補、
簡易裁判所判事、檢察官又は弁護士等
の職の一乃至二以上にあつて、その年
数を通算して五年以上になる者の中
の最高裁判所の指名する者は、当分の
間、判事補としての職権の制限を受け
ないものとし、又その属する地方裁判
所の裁判官會議の構成員となり、管内
の簡易裁判所の裁判官の職務を行ふ権
限を有することを定め、第二條は、裁
判所構成法による判事又は檢察たる資
格を有する者が、同條に掲げる内地、
朝鮮、台湾、滿洲國及び蒙古連合自治
政府等における各種の職にあつたとき
は、その在職年数は、裁判官の任命資
格に関する裁判所法第四十一條、第四
十二條及び第四十四條の規定の適用に
ついては、これを判事、判事補、檢察
官、法務廳事務官又は法務廳教官の在
職年数とみなすこととし、第三條は、
弁護士たる資格を有する者が朝鮮、台
湾、関東州等の外地弁護士に在つ
たときは、裁判所法第四十一條乃至第

四十四條の規定の適用については、そ
の在職の年数はこれを弁護士在職年
数とみなし、外地弁護士在職年数が
三年以上になるもの、若しくは外地弁
護士及び弁護士在職の年数が通過し
て三年に達した者、又は朝鮮弁護士令
による弁護士試験として実務修習を終
え、考試を難した者は司法修習生の修習
を終えたものとみなされることを定
め、更に附則では、この法律施行に必
要な規定を設けたものでありまして、
その第四條は、この法律の施行期日を
定め、第五條は、第一條に定める判事
補の裁判官、檢察官又は弁護士等とし
ての在職年数の計算についての経過規
定を定めたものでありまして、その内
容は、一應前に申上げました裁判官の任
命資格に関する経過規定に依つたもの
であります。又第六條は、先きに述べ
た裁判所法の一部を改正する法律の附
則第二項乃至第四項が、この法案の成
立によりまして、その存在の理由を失
うことになりまして、これを削除す
ることを定めたものであります。

以上この法案について概略の説明を
申上げましたが、尙詳細につきまして
は、御質問に應じてお答えいたしたい
と存じます。何とぞ慎重御審議の上御
可決あらんことをお願いいたします。

○前の圖書一冊 此の法案には、裁
判所法であるとか、裁判所構成法であ
るとか、その他いろいろの關係の法規
があるようですが、これを参考に、何
か採擷して頂きたいと思ひます。

○政府委員(岡塚一君) 参考資料と
して作りましてお配りする予定になつ
ておりますから御覽願ひたいと存じま
す。

○理事(鈴木安孝君) 次に裁判所職員
の定員に関する法律の一部を改正する
法律案を議題といたしましたして、政府委
員の説明を求めます。

○政府委員(岡塚一君) 只今議題と
なりました裁判所職員定員に関する
法律の一部を改正する法律案の提案理
由を御説明申し上げます。

本法律案におきましては、判事補の
定員を、現在より五十五人増加し、同
法研修所教官は、現在一級一人、二級
五人と定められておるものを、一
級十人に改め、更に裁判所事務官の定
員を、現在より二級において四十八人、
三級において二百四十一人、それら
増加しよとするものであります。そ
の理由は、最近地方裁判所における令
狀關係事務の増進に伴ひまして、その
迅速適正なる処理をするためには、新
たに判事補五十五人を増員することが
緊急止むを得ざることに認められた次第
であります。又家事審判所における事
務は繁忙を極めておるのであります
ので、右事務の迅速、適正なる処理を
図り、以て一般の要望に副うためには、新
たに裁判所事務官を二級において四十
八人、三級において二百三十六人増員す
ることが止むを得ざる必要と存するの
であります。

○理事(鈴木安孝君) この質疑も後週
しにいたしまして、次に日本國憲法の
施行に伴う刑事訴訟法の應急的措置に
關する法律の一部を改正する法律案を
議題といたします。

○政府委員(岡塚一君) 只今上程に相
成りました日本國憲法の施行に伴う刑
事訴訟法の應急的措置に關する法律の
一部を改正する法律案の提案理由を申
上げます。

刑事訴訟法の應急的措置に關する法
律は、日本國憲法の施行せらるるに當
り、現行刑事訴訟法に新憲法の要求す
る最少限度の應急的措置を講ずること
を目的として制定せられ、一昨年末
を以てその効力を失ふこととなつて
いたのであります。その後諸般の事情
により刑事訴訟法の改正が遅延してお
りました結果、再度に亘り有効期間の
延長を見まして、現在では本年七月十
五日からその効力を失ふこととなつて
いるのであります。然るに只今当委員
会におきまして御審議を願つておりま
する刑事訴訟法を改正する法律案は、
刑事手続の全般に亘り可なり根本的な
改正を加えるものでありますから、幸
いにして本國會において可決せられま
しても、その実施準備のためには少く
とも約六ヶ月の期間を必要とする
のであります。よつて同法の附則にお
いて、同法は昭和二十四年一月一日か

るのを一級教官十人に改め、尙三級の
裁判所事務官五人を増員することは、
これ亦眞に止むを得ざる最少限度の必
要と存するのであります。

何とぞ本法律案につき慎重御審議の
上速かに御可決あらんことをお願い
いたします。

ら施行することとしたしておるのであります。これに伴ひまして、刑事訴訟法の應急的措置に関する法律も、その附則を改正し、本年末までその効力を延長する必要があるものであります。以上がこの法律案を提出する理由であります。

何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○理事(鈴木安孝君) この案の具体的質疑は後述にいたしました。次に民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案の方を議題といたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 只今上程になりました民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法の一部を改正する法律案について提案理由を御説明いたします。

民事訴訟用印紙法及び商事非訟事件印紙法によりまして、訴状等に貼用すべき印紙の額につきましては、明治四十三年法律の改正によりまして、極く少額の増加を見ました外は、何らの変更を加えられることなくして今日に及んでおるのであります。今更申上げるまでもなく最近の物價の昂騰は、日に日に著しいものがあり、これを東京小賣物價指数によつて見ましても、本年三月の物價指数は、終戦前の昭和十八年当時と比較しまして、約五十六倍の多きに達している状態でありまして、御承知のごとくこの物價事情に對應いたしまして、公証人の手数料等は數次に亘つて増額せられたのであります。當事者の経済的負担は最少限度に止むべきでありますので、前述の印紙額の増額

は努めてこれを避けて參つた次第であります。併しながら現下の物價事情並びに財政状態に照して考えますならば、現行の印紙額乃至その定め方については極めて不合理なものとなつた点が多々あると言わざるを得ないのであります。かような見地から、この印紙額に適當な改正を加え、実情に即し得るようになすことを主眼といたしましたので、この法律案を提出した次第であります。

以下改正の要点を申し上げます。先ず民事訴訟用印紙法につきましては、第一に現行法は訴状に貼用すべき印紙の額を、訴額に應じて定めておるのであります。現在基準となるべき訴額が極めて少額を以て区分してあり、これがため実情に副わない憾みがありますので、五十円以下の訴額を三段階に大きく区分いたしました。又、物價の騰貴により訴額が各目的に増加いたしましたならば、印紙額も亦各目的に増加するわけでありまして、その増加率は訴額の増加率に比し漸次減しておりましたために、實質的には印紙額の減少を來す結果となるのであります。この不合理を是正いたしましたために、物價騰貴前の一定の訴額と、これに対する印紙額との比率を、物價騰貴後の一定の訴額に移行させて、その印紙額を定め、これを基準として訴額の高低に應じ、それらの印紙額を定めました。

第二條の改正が、即ちこれでありまして、第二に、現行法は、非財産權上の請求については、その訴額を百円とみなしておりますが、現行民事訴訟法によりまして、非財産權上の請求は地方裁判所の管轄に属することとなつておりますので、貼用印紙額の關係において、その訴額を地方裁判所事件の最低の訴額のものと同様に取扱ふこととしたしました。第三條の改正が、その趣旨によるものであります。

第三に、支拂命令の申立につきましては、訴額十円以下のものに対する貼用印紙額を二十銭とし、その他の支拂命令の場合を區別しておりますが、現在の物價事情に鑑み、かかる差別を設けることは全く無意義と考へられまので、この差別を撤廃して、支拂命令の申立には、一律に第一審訴状の貼用印紙額の半額の印紙を貼用することとしたしました。第六條の改正がこれに當ります。

第四に、現行法は、訴額又は請求額二十円を限界として、申立等に対する貼用印紙額に差別を設けておりますが、かかる差別を設けることが現在の物價事情に即しないことは、前述の場合と同様でありますので、この差別を一應廢すると同時に、簡易裁判所事件については特に當事者の負担を軽減すべきであるという新しい観点に立ちまして、訴額又は請求額五千円を限界として印紙額に差等を設けました。その印紙額につきましては、物價の昂騰程度、公証人執行吏の手数料の増額程度及び司法制度の特質等を考慮いたしましたので、現在の印紙額の二十倍乃至二十五倍程度に止めた次第であります。

第六條ノ二以下の改正が、即ちこれでありまして、尙第六條ノ三につきましては、現行民事訴訟法により、すでに廢止された制度に関する若干の規定を削除して整理いたしました。

最後に商事非訟事件印紙法中の印紙額につきましても、前述の第四に於いて申上げましたのと、同一の理由によりまして適當な改正を加えた次第であります。以上がこの法律案の提案理由であります。何とぞ慎重御審議の上、速かに可決せられんことをお願いいたします。

○理事(鈴木安孝君) 次に少年法を改正する法律案を議題といたします。

○政府委員(佐藤藤佐君) 只今上程になりました少年法を改正する法律案の提案理由について御説明申し上げます。最近少年の犯罪が激増し、且つその質がますます悪化しつつあることは、すでに御承知のことと存じます。これは主として戦時中における教育の不十分と戦後の社会的混乱によるものであります。少年の重要性に鑑み、これを單なる一時的現象として看過することは許されないのであります。この際少年に對する刑事政策的見地から、構想を新たに、少年法の全面的改正を企て、以て少年の健全な育成を期しなればならないのであります。

今回の改正の重要点は、第一に、少年に對する保護処分は裁判所がこれを行ふようにしたこと、第二に、少年の年齢を二十歳に引上げたこと、第三に、少年に對して保護処分を科するに、刑事処分を科するかを裁判所自身が判断するようにしたこと、第四に、兒童福祉法との関連に留意したこと、第五に、保護処分の内容を整備したこと、第六に、抗告を認めなしたこと、第七に、少年の福祉を害する成人の刑事事件に對する裁判権について特別の措置

を認めなしたこと、等であります。以下順次御説明申し上げます。

第一は、家庭裁判所の設置であります。新憲法の下においては、その人權尊重の精神と裁判所の特殊な地位に鑑み、自由を拘束するよりな強制的処分は原則として、裁判所で行はなくてはならないことができないものと解されまので、従つて行政官廳たる少年審判所が矯正院送致その他の強制的な処分を行うことは、憲法の精神に適合しないものと言わなければなりません。従つて、少年審判所を裁判所に改め、これを最高裁判所を頂点とする裁判所組織の中に組み入れるのが當然のことでありまして、このことは法務廳設置法制定の際、政府の方針としてすでに確定していたところであります。尙當時は少年裁判所の設置を予定してしたのであります。その後種々研究をし、又關係方面の意向をも參照しつつ、これを現在の家事審判所と併せて家庭裁判所とするにいたしましたのであります。これは少年の犯罪、不良化が家庭的原因に由來すること多く、少年事件と家事事件との間に密接な関連が存することを考慮したためであります。そういうことになつていたのであります。

第二は年齢引上の点であります。最近における犯罪の傾向を見ますと、二十歳ぐらゐまでの者に特に増加と悪質

りますと、非財産上の請求は地方裁

除して整理いたしました。

件に対する裁判権について特別の措置

十歳ぐらゐまでの者に特に増加と悪質

化が顯著でありまして、この程度の年
齢の者は、未だ心身の発育が十分でな
く環境その他外部の條件の影響を
受け易いことを示しているものでありま
すが、このことは、彼等の犯罪が深い
悪性に根ざしたものでなく、従つて
これに對して刑罰を科するよりは、む
しろ保護処分によつてその教化を図る
方が適切である場合の極めて多いこと
を意味しているわけでありまして、政府
はかかる点を考慮し、この際思い切つ
て少年の年齢を二十歳に引上げたので
ありますが、この改正は極めて重要に
して、且つ適切な措置であると存しま
す。尙少年の年齢を二十歳にまで引上
げるとなると少年の事件が非常に増加
する結果となりますので、裁判官の充
員や、少年観護所の増設等、人的、物
的、機構の整備するまで一年間即ち來
年一ぱいは従來通り十八歳を少年年齢
とするような暫定的措置が講じてあり
ます。

第三は、保護処分と刑事処分との関
係であります。現行少年法において
は、原則として檢察官が刑事処分を不
必要として起訴猶予した者を少年審判
所に廻して、これに保護処分を加えて
おるのでありますが、今回の改正にお
いては、少年犯罪の特殊性に鑑み、こ
の関係を全然顛倒し、一切の少年の犯罪
事件が警察又は檢察官から家庭裁判所
に來て、家庭裁判所が訴追を必要と認め
るときは、これを檢察官に送致するよ
うになつてゐるのであります。而もこ
の檢察官への送致は、十六歳未満の少
年については絶対に認められません。
そして送致を受けた檢察官は、送致
された事件について犯罪の嫌疑があれ

ば原則としてこれを起訴しなければな
らないのであります。尙事件が家庭裁
判所に送致されるまでの過程において
檢察官の手を離るか、それとも警察か
ら直接に送致されるかは、大体におい
てそれが禁錮以上の刑にあたる罪の事
件であるかどうかによるのでありま
す。この点は、今回の改正中最も重要
なもの一つでありまして、少年に對
する刑事政策上、正に画期的な立法と
申すべきであります。

第四は、兒童福祉法との関係であり
ます。昨年兒童福祉法が制定公布され、
これが今年の四月一日から全面的に施
行されることになりました。この法律
は兒童の福祉に関する基本的法律であ
りますが、この法律で行う福祉の措置
は犯罪少年と重犯少年には及ばず、又
それが行政機関によつて行われる結
果、強制力を用いることができないの
は当然でありますから、これらの点に
ついては、家庭裁判所が関與し、少年
保護の各機関が相互に協力しつゝ少年
の福祉を図り、その健全な育成を期そ
うというわけでありまして、今回の改正
ではこの点についていろいろと意を用
いてゐるのであります。

第五は、保護処分の内容でありま
す。従來少年審判所は或る程度におい
て保護処分の執行に關與したのであり
ますが、これが裁判所となつた以上、
むしろ決定機關として留まるべきであ
り、執行の面に關與するのは適當でな
いとの見地から、今回の改正において
は、決定と執行とを分離し、一度裁判
所が保護処分の決定をしたら、その代
り決定に慎重を期するため、従來輕い
処分として規定されたものを、多少内

容を修正して決定前の措置に切替えた
のであります。更に前述の兒童福祉法
との関係がこの保護処分の内容として
も考慮されておられ、又いわゆる環境の
調整に關する措置も講ぜられておられ
ます。尙この保護処分の中に地方少年保
護委員会に補導を委託するというのが
ありますが、これは別に提出する予定
になつておられます法律の中に出て來る
委員会のことでありまして、少年法と
の關係においては、委託を受けた少年
について主として観察を司るのであり
ます。

第六は上訴の制度であります。現行
の少年法は保護処分に対しては、本來
の不服申立の方法がありますが、今回
は人権尊重の趣旨に則り、特に高等裁
判所に対して抗告を認めただけでありま
す。その抗告の理由は、決定に影響を
及ぼすべき法令の違反、事実の重大な
誤認及び処分が著しい不当の三つに限
られておるのでありますが、これは改
正刑事訴訟法案における控訴の理由と
視み合せて規定したものであります。
そして高等裁判所においては、單に
原決定の当否を審査するだけで、自ら
保護処分の決定を行わず、原決定を不
当と認めるときは、事件を原裁判所
に差戻し、又は他の家庭裁判所に移送
するわけでありまして、又違審問題等を
理由として、最高裁判所に再抗告をす
る道も開かれております。

第七は少年の福祉を害するような成
人の刑事事件を家庭裁判所が取扱うこ
とであります。少年不良化への背後に
は、成人の無理解や、不当な処遇が潜
んでおることが極めて多いのでありま
すが、このような成人の行爲が犯罪を

構成する場合には、その刑事事件は、
少年事件のエキスパートであり、又少
年に理解のある家庭裁判所がこれを取
扱うのが適當である。又かかる成人の事
件は、少年事件の取調によつて発覚す
ることが多く、証拠關係も、大体にお
いて共通でありますから、この点から
申しまして、この種の事件は家庭裁
判所がこれを取扱うのが便利なのであ
ります。尙家庭裁判所は、これらの成
人に對して、禁錮以上の刑を科するこ
とができず、禁錮以上の刑を科すべき
ときは、これを地方裁判所に移送する
わけでありまして、これは本來少年事
件を取扱うべき家庭裁判所が、成人に
對して余り重い刑を科することは適當
でないとの趣旨によるものでありま
す。以上は改正の要点であります。

尙この外にも例へば十八歳未満で罪を
犯した少年に對しては、絶対に死刑を
科さないとか、その他重要な改正が少
くないのであります。この法律案は量
的には必ずしも大法典とは申せないの
であります。少年不良化の問題が刻
下の切実な関心事となつております今
日、この問題解決のため、必要な幾多
の根本的改正を含んでおる点におい
て、質的には極めて重要な法律である
と申さねばなりません。何とぞ慎重御
審議の上、速かに可決せられんことを
希望いたします。

○理事(鈴木安孝君) この質疑は後廻
しにいたしました。次に少年院法案を
議題といたします。
○政府委員(佐藤藤三君) 少年院法案
の提案理由について御説明申し上げます。
先きに申述べました理由によりまし
て、この度裁判所法と少年法を改正い

たのであります。少年に對して矯
正教育を受ける收容設備は、これに伴
つて改善されなければ、少年の保護は
完璧を期することができないのであり
ます。そこで少年に對し、收容施設に
おける矯正教育を徹底させ、且つ日本
國憲法の要請する基本的人権の保障を
完するたため、新しい構想の下に收
容施設即ち少年院を設け、更に少年裁
判所の審判前の少年、即ち未決の少年
を收容する施設、即ち観護所を矯正施
設から分離独立させるため、少年院法
を作ることになつたのであります。こ
の法案によつて設けられる少年院は、
家庭裁判所から保護処分として送致さ
れた者を收容し、これに矯正教育を授
ける施設、即ち矯正施設であります。
が、この少年院は従來の矯正施設たる
矯正院に比べまして、矯正教育の徹底
と基本的人権の保障において格段の進
歩を遂げておるのであります。先ず少
年院における保護收容の弊害を避ける
と共に、矯正教育を便宜にするため
に、少年院を初等少年院、中等少年院、
特別少年院及び医療少年院の四種に分
つたのであります。初等少年院は心身
に著しい故障のない、概ね十四歳以上
六歳未満の者を收容するのであります。
中等少年院は生理上の差異の第
一段階を概ね十六歳で区切つたのであ
ります。中等少年院は十六歳以上二十
歳未満の者を收容するのであります。
特別少年院は心身に著しい故
障がないが、犯罪的傾向の進んだ者を
收容するのであります。即ち心身に著
しい故障はなくても、年齢が概ね十八

歳以上で、犯罪の傾向の進んだ者を他の者と同一施設内に置くことは弊害が多く、又かかる者は矯正教育上特殊な方法を用いなければその目的を達することができないので、ここに特別少年院を設けて、彼等に矯正教育を授けることにしたのであります。医療矯正院は心身に著しい故障のある概ね十四歳以上二十歳未満の者を收容するのであります。心身に著しい故障のある者は、特に設けた施設で特殊の矯正教育を授けなければ矯正の目的を達することができないので、医療少年院を設け、そこで特殊な矯正教育を授けることにしたのであります。

以上のごとく少年院を四種に分つて矯正教育を授け易くしたのであります。矯正教育は少年をして社会生活に適応させることを目的とするものでありまして、一面には自覚に惹いて、他面には規律のある生活の下に智的教育、職業輔導訓練、即ち徳育と体育と医療を授けるのであります。そうして智的教育について申しますれば、在院者の年齢、智能程度等を参照して、第四條各号に掲げる教科を授けることにして、義務教育の年齢にある在院者には必ず義務教育を授け、義務教育年齢を超えた者でも、中途退学者等には必ず義務教育を授け、その他の者には必要な程度に應じて更に進んだ教育を授けるのであります。少年院における矯正教育の一部は、学校教育法における教育と同一のものでありますから、常に文部大臣と密接に連絡を保つ必要があり、且つその監督に従つて教育の進歩を図る。少年院の長は前述の教科を修了した者に対して証明書を発行する

のであります。この証明書は、学校教育法によつて設置された各学校と対応する教科課程について、各学校の長が授與する卒業證書、その他の證書と同一の効力を有せしめて、学校教育法による各学校の卒業者と同一の資格を有せしめ、又轉校を可能ならしめて、少年院における教育と一般社会の教育との間に自由な交流を認められたのであります。

次に少年院に累進処遇の原則を採用したのであります。即ち入院の当初には本人を専ら悔悟反省させるの方法を用い、漸次に処遇を向上して、社会生活に近ずかせるのであります。特に成績の不良な者については、その段階を低下させる手段も並行させて、本人をその自覚に惹いて発奮努力させ、成るべく早く矯正の目的を達しようとしたのであります。更に收容者の年齢の限度を一應二十歳と定め、原則として二十歳で退院させ、少年院の長が在院者の心身に著しい故障があり、又は犯罪の傾向がまだ矯正されていないため、退院させるに不適當であると認めるときは、少年を送致した裁判所に対して收容の継続を申請し、裁判所が收容継続の決定をした場合にのみ継続して收容することができるようにしたのであります。その場合に決定の期間は二十歳を超えることができないのであります。特に在院者の精神に著しい故障がある場合に限つて、二十歳まで收容することができるといたしました。蓋し人権に関わることでありますから、裁判所の慎重な手続を経るの公當であり、年齢その他の条件についても適當な制限を設ける必

要があると認められたからでありませう。尙家庭裁判所の審判決定前の少年は、これを警察の留置所、矯正院の出張所、又は拘留監禁等に收容して置くことは弊害が多いので、この弊害を防止するため、独立した少年観護所を設け、更に医学、心理学、教育学、社会学その他の専門的知識に基いて少年の資質の鑑別を行う少年鑑別所を設置して、少年の科学的分類と矯正教育の基礎の確立を図つたのであります。

以上が今回の法案の改正の要点であります。この改革の精神を十分に実務に反映して少年保護の完璧を期したいと思つてあります。何とぞ慎重御審議の上、速かに御可決あらんことを希望いたします。

○理事(鈴木安孝君) この法案の質疑は後にいたします。次に賣春等処罰法案の提案理由の説明をお願いします。

○政府委員(國宗榮君) 只今上程になりました賣春等処罰法案の提案理由を御説明申し上げます。

戦後におきます社会不安、道義の頹落等の影響を受けまして、いわゆる賣春行為が著しく増加して参つたことは、すでに御承知の通りと存じます。この種行為は、健全な性道徳を破壊し、善良な風俗を紊亂するばかりでなく、恐るべき性病を蔓延せしめる基となるものでありますから、いわば反文明的行為として、その絶滅を期さなければならぬと考えるものであります。のみならず一九四六年一月二十一日附連合國最高司令官の日本における公娼禁止に関する覚書によりまして、表面上は一應公娼その他類約に束縛さ

れる私娼の制度は廃止を見たのであります。が、事実においては依然形を変えて娼家及びこれに隷屬する私娼と認められるものが、尙跡を絶つに至らない実情にあるのであります。かかる存在は、一面、身体及び意思の自由を拘束されて、日夜醜業に従事するのを余儀なくされる女性があり、他面かかる白色奴隷ともいふべき女性に寄生し、その肉体的苦業によつて利を圖る業者があることを意味するに外ならないのであります。これは當に右の覺え書の趣旨に背反するばかりでなく、新憲法が基本的人権を確立し、個人の自由と尊嚴を宣言し、その奴隷的拘束を排除しておる趣旨に全く相反するものであります。我が國は民主主義國家として、鋭意その再建に努力を拂いつつあります。他面において未だかかる封建的な暗黒面の存在を許すことは、根本的に矛盾するばかりでなく、民主主義の先進國と肩を並べて國際場裡に地位を復活しようとする矢先におきまして、大いなる障礙となるものと申さなければなりません。而してその対策といたしましては、もとより國民一般の民主主義的自覚と、道徳的及び衛生的觀念の向上に待たなければならぬ点も多々あるものであります。が、同時に賣春行為及びこれを助長し、慫慂し、又はこれに寄生する諸行為を処罰すべき法令を整備強化することによつて、法的措置を確立する必要も痛感される次第であります。從來の立法措置といたしましては、警察犯処罰令、昭和二十二年勅令第九号婦女に賣淫をさせた者等の処罰に関する勅令、花柳病予防法、同特例、刑法及び兒童福祉

法等の諸法令が存在し又は存在したものであります。が、これらのものは、未だ十分その法的措置を講じたとは申し難く、殊に賣春、その周旋及びその場所の提供等を処罰する警察犯処罰令は、本年五月二日廢止せられ、又花柳病予防法等も全面的に改正される運びとなつておりますので、この際新たな見地に立つて、警察犯処罰令の關係規定及び婦女に賣淫をさせた者等の処罰に関する勅令を統合し且つ整備し、その罰則も他の關係法令と均衡を保ちつつ、必要に應じて強化することとして、この法律の立案を行つた次第であります。

以下規定の要点につきまして説明いたします。第一に賣春及び賣春の場所の提供その他賣春の周旋をした者に対する刑の引上であります。これらの者に対する從來の刑は、三十日未満の拘留に止つておつたのであります。が、かかる輕微な刑を以てしては、殆んど取締の实效を見ることが至難であつた実情に鑑みまして、その刑を六月以下の懲役若しくは五千元以下の罰金又は拘留若しくは科料とし、且つその管習者に対しては、更に加重して、二年以下の懲役又は一万円以下の罰金を以て處むこととしたのであります。

第二に、賣春の相手方となつた者も、賣春者と同様に処罰することとしたのであります。從來のように、賣春者のみを罰し、その相手方を処罰しない建前は、公平の觀念に反するばかりでなく、予防的效果も薄弱となりまので、特にかかる規定を設けることとしたのであります。

第三に、人を欺き又は人を困惑させ
て賣春をさせた者及び親族、業務、雇
傭その他の特殊關係を利用して賣春を
させた者につきまして、それ／＼罰則
を設け、前者は二年以下の懲役又は一
万円以下の罰金、後者は三年以下の懲
役又は二万円以下の罰金に処すること
とし、且つ後者の關係を利用して賣春
の報酬の全部又は一部を收受したとき
は更に加重し、五年以下の懲役
又は五万円以下の罰金に処することと
いたしたのであります。これは若し脅
迫又は暴行により賣春をさせた場合に
は、刑法の強要罪に当るのであります
が、か弱き女性をしてかかる醜行に陥
らしめないように、これを保護するた
めには、それ以外の不法な手段を用い
て賣春をさせた者に対しても処罰
規定を設けることが必要と思われま
すので、右のごとく予想せられる各種の
不法手段の態様と、これに應じ適當の
罰則を規定することとし、就中右の特
殊關係を利用して賣春の報酬を收受す
る行爲は最も惡質と認めて、特に重刑
を以て處むこととしたのであります。
尙、現存の婦女に賣淫をさせた者
等の処罰に關する勅令におきまして
も、婦女を困惑させて賣淫をさせる行
爲に対し罰則が設けられていることを
申添えておきます。

第四に、他人を娼婦とすることを直
接又は間接の内容とする契約の申込、
又は承諾をした者及び娼家を經營し若
しくは管理した者につきまして、それ
ぞれ処罰規定を設け、前者は三年
以下の懲役又は二万円以下の罰金、
後者は五年以下の懲役又は五万円以下
の罰金に処することとしたのでありま
す。ここに言う娼婦及び娼家の定義に
つきましては、第一條に定められてい
るところであります。かくのごとく
他人を娼婦としよとする行爲及び娼
家を經營又は管理する行爲は、前述の
通り新憲法の精神及び連合國最高司令
官の覺書の趣旨に反するものであり、
特に峻嚴なる態度を以て臨む必要があ
ると考えまして、かかる重刑を規定し
たのであります。

尙以上の罰則には、原則として情狀
により懲役及び罰金を併科し得ること
としまして、実情に即した科刑を行い
得るよう措置いたしましたのであります。
以上立法の趣旨及び規定の要点を説
明いたしましたのであります。どうか慎
重審査の上速かに可決せられんこと
を希望いたします次第であります。
○理事(鈴木安孝君) それではこの法
案に対する御質問がありましたら、伺
います。
○來馬道君 私は曾て未成年禁酒禁
煙の法律についていろいろ研究いたし
たことがあります。当時法律を作るこ
とはいけれども、これを取締ること
が困難で、日本の法律がありながら
それが國民によつて守られないとい
うことは甚だ遺憾であるというので、
大分反対した人もありました。軍隊に
入りましたいわゆる兵隊さんやどう
か清く生活して、成長したい。大學生
度の學生も純潔を守りたいという考
えで、只今も國會に提案されてお
ります。青少年禁酒法案なるものにつ
いても、相当工夫いたしておるものであ
りますが、これに對しては、
法律を作つてもこれを守ることが
困難であるという非難が諸方に起つて

おります。この法案を通過させること
が種々なる障害があるというのを承
つております。この賣春等処罰法案は
実によい法律でありまして、今更この
よき法律を我が國が作らなければな
らないということになりましたこと
は、常に我々が道義の國日本とか一等
國民とか言つております。体面から、む
しろ慚愧に堪えないような感があるの
であります。この法案のことを新聞
紙上等で見た人が直ちに私共に向つて
申しましたことは、このようにして既
に墮落した婦女を、これはいたし方が
ないものとして、社会の暗い方面に置
いておけば、暗い方面の男子も亦これ
によつてやや満足することができ
る。すべての婦女に對してこのよき法律
を以て臨むならば、我が國の良家の子
女が或ひは凌辱を受ける機会が多くな
るのではないかと。それから尙一つは、
隠れたる賣淫行爲が行われて、娼家と
いふもので今まで行われておつたこと
を各家庭において行つて行つて行つた
に予想すべからざる弊害を伴うもの
ではないかと。この点を私共も甚だ残念
にしております。この点に私共も甚だ残念
にしております。この法案は單に司法委員といふ立
場からのみ考えてよいものであります
か。社会政策という方面からも考慮す
べきものではないかと。只今提案の理由
を聞いてその理論に滿腔の賛意を表す
ると同時に、先程申しました少年禁酒
法、少年禁煙法に類するよき法律があ
つて、これを行われたいという事象
が至るところに起つては、我々
却つて國民の不幸を増すものではない
かと憂うるものであります。曾て衆議

院を通過した貸座敷を取締る法律案が
世の中に現れたことがありまして、こ
れには煽風的事業に従事しておる
者は、啞然として、かような法律を衆
議院が提出するといふことは國辱とい
ふ議論もいたしたことであります。こ
れ共もさういふ法律を制定することに
對しては反對であります。只今私の
述べました点について、提案の準備の
間において、相當の御研究があつたの
かどうか、その点を一應承知いたして
おきたいと思つております。
○政府委員(國宗榮君) お答えいたし
ます。只今御質問になりましたことは
非常に重大なことであります。実は
この法案を立案いたし、提案いたしま
す際におきまして、さような点につ
いて政府といたしましては十分に慎重考
慮をいたしました次第であります。い
ろ／＼法規が出たとしても、その法規が
勵行されなくて、單なる法規だけに終
るといふことであつては相濟まないの
であります。本法も全くこの法規の
勵行ができれば全然かような法規
を出しても意味がないといふこと
もいたし方ないのであります。少
くも前には警察犯処罰令におきまして
賣淫行爲を処罰しておりました。これ
は相當に警察犯処罰令は行われてお
つたと思つております。併しながら賣
淫行爲自体を減滅したことは不可能
でありまして、本法におきましては賣
淫行爲を絶対に絶滅させるといふこと
は事実上の問題であります。けれど
も、全然なくするといふことは私共
際申しまして自信はないのでございま
す。ただ只今非常に御心配になりまし
たところの、かような嚴格なる賣春等

に關しますところの法律案を出しま
すと、良家の子女を凌辱するよき
行爲が多くなるのではないかと、或いは
又普通の家におきましての賣淫行爲が
多く行われるのではないかと。この点
でございますが、私は提案理由で御説明
申し上げましたように、やはり國といた
しまして、又民族といたしまして、人
類といたしましての一つの理想とい
ふものがございまして、この理想を
り國家といたしましては明らかにいた
しておくことが必要であると思つて
おります。この理想に向つて、こ
れは法律ばかりでなく、この法に従
う者、或いは法律を施行する者、すべて
が協力一致してこの態勢に向つて行
く、日本の國といたしましては、この
法律が出来たために良家の子女を凌辱
するその行爲が非常に多くなるとい
うことは、かようなことは実は私は少
くも考えていないのであります。この
点につきましてはいろいろ議論はあり
ますけれども、私共の検討いたしま
した限りにおきましてはさような点に
ついての心配は余りない、ただ併し或
る一定の場所に集つての賣淫の形態と
いふものがこの法律によつて許されま
せんので、或いは一般の散らばつた普
通の家におきまして賣淫行爲が多く行
われるのではないかと、こゝういふ御懸念
に對しましては、この点につきまして
は、これは賣淫と賣春の行爲は實は阻
礙の間に行つたものであります。これ
につきましては十分に取締をしない以
上、これが或る程度に、数を以て挙げ
ることはできませんけれども、現狀より
殖える虞れがあるかないかという点に
つきましては、ないとも申上げられま

せんし、あるとも私ははつきり申上げることができないと考へておるのであります。併しながら私といたしましては、この本法律案の理想とするところは、これは極力國民を挙げまして私共一体となつて実現して行こうという方向に向けて行く必要上、この法律を出す必要があるかと考へて提出いたしました次第であります。

○中村正雄君 只今來馬委員から質問された点とは似ておるわけなんですが、本法が通過しましたら、いわゆる賣春行爲自体は全部あらゆる方面に互つて禁止せられておるわけなんです。が、ただ問題は、この法律が通過した場合に、この法の趣旨に従つて徹底的に取締れるかどうかという問題が最も大きな問題であると思ひます。でなければ、若しも本法が通過して賣春行爲が全部禁止されたにも拘わらず、この徹底が期せられなければ、いわゆる法の權威自体を失墜さすということになるからであります。ただ實際問題について御質問いたしますと、現在いわゆる營業の公認されておる娼家が東京都内にも相当あり、これが全部駄目になるわけでありまして、若しもこれが八月一日から実施された場合に、賣春行爲自体を絶滅させることは、これは人類の歴史からいつても不可能だろうと思ひますが、表に現われておるこれ自体でも、どういふ計画によつて直ちにこれを排除するかと、いつて、何か具体的な考へがありましたらお聴きしたい。

○政府委員(國樂樂君) その点については非常にもむずかしい問題があります。が、これは実はその方を主管してお

ます厚生省、警察關係、この方面と、この法案の立案當時からいろいろの協議をしておるのであります。いづれその具体的な案につきましては詳細御説明申上げる機会があると思ひますが、今のところ、はつきり申上げるものを持つておりません。

○中村正雄君 只今の政府委員の御説明で了解いたしますが、できれば本法が審議を終るまでに、やはり実施の計画を立てて頂いて、本委員会御説明願いたいというのを希望いたしておきます。

○政府委員(國樂樂君) 承知いたしました。

○前之團長(一即君) この法律案に対して各方面から相當に根強い反対運動が行われておる様に聴いておるのであります。が、政府に対しておるやうな反対運動がありますならば、反対しておるところの理由並びにその反対理由に対する政府の御見解を承つておきたいのであります。

それから第一條に「不特定の相手方」とあります。この不特定というのが非常に漠然としております。例へば一定の人、住所氏名も分つておる人を相手にする場合、或いはグループだけを相手にする賣春行爲というやうな場合にはどうなるのでありますか、もう少しこの不特定という意義をはつきりさせておく必要があるのではないかと考へております。その点の御説明を願ひたいと思ひます。

が、第三條は、賣春の相手方となつた者は、第一項の例によるいわゆる相手方となつた者が常習的にやる場合には、これを放任するといふように見えております。大体賣る者があるから買のか、買つ者があるから賣るのかというところは甚だむずかしいことでありまして、私共は刑法の姦通罪などに對しても常に男の貞操を縛れということを多年論じて來た。單に賣春をする者の常習だけを嚴罰に処しても相手方を寛大な処分にするといふことは、これは法の建前からいつてもどうか、又効果の上からいつても相當に考へるべきことではないかと思ふのであります。この点について御説明を願ひたいと思ひます。次は第四條であります。この四條に「困惑させ」とあります。が、これも非常に明確に欠くのであります。この御説明並びに暴行、脅迫等による場合はお考へになつていないのか、そのやうな場合はどうか、もつと大きな問題はこの婦女の、いわゆる娼婦といふか、これを抱えるのはどういふ制度になつておるか分らないが、實際においては、やはり經營しておる者が、前借等を出して抱えておるのが相當にあるのじやないかといふことを私は考へるのであります。つまりその仲介をした者、いわゆる種痘とか、仲介業とかいふものに対する制規定はないやうであります。これは非常に大事なことだと思ひますが、むしろ根本的のものだと思ひますが、これを取上げにならなかつた点についてお伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(國樂樂君) 本法案につきまして、いろいろの反対があるといふことを耳にいたしておりますが、私共直接この反対の陳情を受けましたのは、九州方面から一回受付たのであります。その主要なる理由は、本法案の趣旨には反対ではない。併しこの賣春行爲といふものは、どうしても止められない人間の要求である。従つてこれをどういふふうに一審懲罰が少く許容し得るかといふことを考へて見たらどうか。やはり今日のような集娼制度にしておいて、そしてそれを國家的に統制して行くことが一番よいじやないか。その意味において、この法案は逆行するものである。こういう点の反対陳情を受けたのであります。これも一應の議論でありまして、古くから私娼制度と公娼制度の論争の中心になつておるのであります。議論としては相當も出盡したものと考へております。ただ如何なる立場に立つてこの法律を出すかといふ問題でありまして、本法案は先程申し上げたやうに、全く人類の理想、民主主義國家におきまるところの理想という観点から立つておるのであります。従ひまして反対の理由といたします実利的な問題につきまして、この間においては、どうも融合する点がない、こゝういふやうに考へまして、その説明だけを申上げて置いたやうな次第であります。併しそのやうな理由につきましては、十分私共の方もこの方面の行政を担当しております厚生省、その他十分な協議を遂げるつもりであります。その他の点につきましては、まだ直接には聞いておりませんが、或いはこの行政を担当しております主官省に對しましては相當行つておるかと思ひます。それは後程

連絡いたしましたして十分御話したいと思ひます。

それから第一條につきましては「不特定」といふのは、五、六人の者を相手にするのはどうかといふ御質問でありましたが、この場合、私共は、やはり不特定と解しております。例を挙げて申しますれば、例へば妻を置かぬといふ場合は、社会上不道徳でありますけれども、これは特定しておりますので、賣淫に入らないといふやうに解釈しております。

それから第二條の二項の「常習」として賣春をしたものは」とあります。これは主として女を主体と考へております。婦女が賣淫を常習とした場合に刑を加重して行くのであります。

第三條の「相手方となつた者」といふのは、これは男子を大体予想いたしております。この場合に男子が常習として淫賣をかうといふのと同様に見たらどうかといふ御議論でありましたが、そこまで相手方の男を罰する、そこまで行く必要はなからうといふやうに考へましたのであります。第二條の第一項と同じでいふことにいたしたのであります。

それから第四條の「困惑」であります。これは暴行、脅迫の程度に至らないうで相手方を困惑させるのをいふのであります。暴行、脅迫の程度になつてくるのと種痘の刑法の罪に触れることと考へております。

それから、いわゆる娼婦を娼婦とするやうなものであります。これに對する取締規定がないといふやうな御指摘でございますが、第六條の賣春の周旋をする場合がその一つに當ると思ひ

が、これは実はその方を主管しており
が主に処罰されるようになっておりま

まして、いろいろの反対があるという

行つておるかと思ひます。それは後程

旋をする場合がその一つに当ると思ひ

ます。それから更に第七條の他人を娼婦とするを直接又は間接の内容とする契約の申込み又は承諾、この場合におきまして、その間接の内容とは、契約におきまして、娼婦を周旋するものが、契約の当事者になる場合が考えられるのであります。この關係によりまして、この取締りができ得ると考えております。

○前之團重一郎君 第一條の「不特定の相手方」といふ點について重ねて御質問いたしますが、只今妾のごときものはこれに入らないといふお話でありましたが、妾と雖も、一人を相手にしておる者もあるし、中には數人、日を決めてやるというふうなものもあるといふようなことを我々聞いております。

○理事(岡部常君) 政府委員に念のため伺ひますが、この改正によりまして費用の點はどうかの点でありますか。○政府委員(奥野龍一君) これは一應はこれのために特に人員増加ということを只今考えておりません。と申しますのは、すでに只今小委員長からもお話がありましたように、すでに判事において三百名程度の定員の不足欠員がありまして、これを埋めること自体が相當問題でありますので、その上にこのままで欠員を増加するといふことはいろいろ問題がありますので、取敢えずは定員は増加しない、予算を伴わないことになつておりますが、これの実施の上で、又特に情勢の変化に基きまして、必要があれば予算の増額といふことも考へることにならうかと思ひますが、現在の程度においては、現在の定員で一應出発するといふ考えであります。

○前之團重一郎君 鈴木委員長の修正意見に賛成いたします。○鬼丸龍齋君 ちよつと私は只今の説明で了解し難い點であると思ひますのは、この間の修正案といふのは、現に提案しております民事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案として、この修正案をこの程度修正をして、その他はすべて提案中の民事訴訟法中、改正法律案を承認するといふことになるわけですか。

第四部 司法委員会會議録第四十七号 昭和二十三年六月二十五日

條の「不特定の相手方」と性交する、こ
ういふ概念に入ると思ひます。従つて
さういふ場合において、やはり賣春行
爲である。さういふふうな考へなければならぬと思つております。ただ一人
だけを聞いて、さうしてただ一人
の男子と大體夫婦關係同様の關係を結
んでおるといふ點につきましては、道
徳上面白くないのでありますけれども、
賣春法の法律の一つの目的は、婦
女の奴隷的な面と、もう一つは衛生的
な面、さういふふうな點におきま
して、多少一人だけの妾を圍つておと
いふのは、この法律の對象にするの
は廣すぎるのではないかと、かように
考へまして、その點賣春にはならぬ
と考へております。

○理事(鈴木安孝君) 質疑はこの程度
に止めて、次に民事訴訟法の一部
を改正する法律案の審議に入ります。
〔理事鈴木安孝君退席、理事岡部
常君委員長席に考へ〕

○鈴木安孝君 本案は先に小委員会に
付託されて、私共小委員として價
重審議をいたしました。大體政府の提
案につきましては賛成をいたしたのであ
ります。只今お手許に差上げてあ
ります通り、一部の修正をいたした
と思つております。

それは第二百六十九條の改正規定を
次のように改めるのであります。第二
百六十九條中「五百円」とありま
すのを「五百円」に改める。
第二百五十七條を次のように改
める。第二百五十七條 証人カ正当ノ
事由ナクシテ出頭セサルトキハ裁判所
ハ決定ヲ以テ之ニ因リテ生シタル訴訟
費用ノ負担ヲ命シ且五千円以下ノ過料
ニ処ス此ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ

爲スコトヲ得
次に第二百七十七條の二の中に
「拘留又は科料」とあるのを「五千
円以下ノ罰金又ハ拘留」に改め、同條
に次の一項を加へるのであります。
「前項ノ罪ヲ犯シタル者ニハ情狀ニ因
リ罰金及拘留ヲ併科スルコトヲ得」
第二百八十四條を次のように改めま
す。「既言拒絶ヲ理由ナシテ裁
確定シタル後証人カ故ナク既言ヲ拒ム
トキハ第二百七十七條及第二百七十七
條ノ二ノ規定ヲ適用ス」
第二百九十三條中「第二百八十二條
乃至第二百八十四條」を「第二百七十七
條、第二百七十七條ノ二、第二百八十二
條及第二百八十三條」に改めるのであ
ります。

第三百十八條、第三百二十八條第二
項及び第三百三十一條第一項の改正規
定を次のように改めるのであります。
第三百十八條、第三百二十八條第二項
及び第三百三十一條第一項中「五百円」
を「五千円」に改める。
第三百三十五條第二項の改正規定を
次のように改めるのであります。第三
百三十五條第二項中「五百円」を「五千
円」に改める。

第三百三十九條第一項の改正規定を
次のように改めます。第三百三十九條
第一項中「五百円」を「五千円」に改め
ます。
次に附則第一條を次のように改める
のであります。「第一條 この法律中、
附則第八條以外の規定は、昭和二十四
年一月一日から、附則第八條の規定
は、昭和二十三年七月十五日から、こ
れを施行する。附則に次の一條を加え
ます。

第八條 昭和二十二年法律第七十五
号の一部を次のように改正する。
第八條を削る。
附則第二項中「昭和二十三年七月十
五日」を「昭和二十四年一月一日」に改
める。
さういふ修正案を提出いたします。
その理由は、附則以外の分につきましては
罰則の關係でございますが、今回提
案になつております民事訴訟法の規
定と照し合せて、これを罰則を強
化したしまして、さうして同じ事情で
ありますからして、罰則を吊合ひを
とりまして、刑事訴訟法の罰則と同様
にしたというのが修正の理由でありま
す。又附則におきまして、本年の七月
十五日からこの改正規定を施行するこ
とになつておられるのを、二十四年
一月一日から施行することに改めるの
であります。これは小委員会におき
まして裁判所からの御意見も伺いまし
て、又弁護士会等の意見も参酌いたし
ます。この改正案を今年の七月十
五日から施行することについては相當
の幅みがある。いわゆる裁判所におい
て著々この改正案の施行については考
慮しておられるけれども、裁判所の判事の
欠員の多いこと、裁判所書記の訓練の
足りないことといふようなことが支障
になつて、なか／＼この訴訟法の改正
案を実施して行くには困難であるとい
ふような事情を委員会におきましても
諒をいたしまして、小委員会一致の考
えでこの案を提出することにした
のであります。

○前之團重一郎君 鈴木委員長の修正
意見に賛成いたします。
○鬼丸龍齋君 ちよつと私は只今の説
明で了解し難い點であると思ひます
のは、この間の修正案といふのは、現
に提案しております民事訴訟法の
一部を改正する法律案に対する修正案
として、この修正案をこの程度修正を
して、その他はすべて提案中の民事訴訟
法中、改正法律案を承認するといふこ
とになるわけですか。

○鈴木安孝君 さうであります。
○理事(岡部常君) 政府委員に念のた
めに伺ひますが、この改正によりまして
費用の點はどうかの点でありますか。
○政府委員(奥野龍一君) これは一
應はこれのために特に人員増加とい
うことを只今考えておりません。と申し
ますのは、すでに只今小委員長からも
お話がありましたように、すでに判事
において三百名程度の定員の不足欠員
がありまして、これを埋めること
自体が相當問題でありますので、その
上にこのままで欠員を増加するとい
ふことはいろいろ問題がありますので、
取敢えずは定員は増加しない、予算を
伴わないことになつておりますが、こ
れの実施の上で、又特に情勢の変化に
基きまして、必要があれば予算の増額
といふことも考へることにならうか
と思ひますが、現在の程度においては、
現在の定員で一應出発するといふ考
えであります。

○理事(岡部常君) 別に討論なさる御
意思もございませんから、こ
れで修正案を議題といたしまして、御贊
成の方の御起立をお願いいたします。

〔議員起立〕

○理事(岡部常君) 全会一致と認めます。

修正案以外の点につきまして御賛成の方の御起立を願います。

〔議員起立〕

○理事(岡部常君) 全会一致と認めます。多数意見者の署名をお願いいたします。

〔多数意見者署名〕

○理事(岡部常君) 報告は委員長にお委せを願いたいと思ひます。

本日の議題に上つておりませんが、高等裁判所設置に関する諸願を議題にいたします。

○前之園喜一郎君 公報に載つておりませんから、これを議題にされることは反対いたします。準備をして来ておりません。ただ、最高裁判所からお見えになつておられるので、それに関連してお話されることは異議ありません。

○理事(岡部常君) その範囲で一つ御質問ありましたら……丁度良い機会ですから……ちよつと速記を止めて……

〔速記中止〕

○理事(岡部常君) 速記を始め……この程度で散会いたします。

午後零時三十一分散会

出席者は左の通り。

理事

鈴木 安孝君

岡部 常君

委員

大野 幸一君

中村 正雄君

大野木秀次郎君

遠山 丙市君

水久保延作君

鬼丸 義賢君

前之園喜一郎君

宇都宮 登君

來馬 孫道君

松村眞一郎君

星野 芳樹君

政府委員

法制長官

佐藤 達夫君

法務廳事務官

岡咲 恕一君

見第一局長

法務行政長官

佐藤 藤佐君

法務廳事務官(法務廳檢務局長)

岡宗 榮君

訟務長官

奥野 健一君